

金沢市における建築物外部への木材使用の取扱い

建築物外部へ木材（不燃材料を除く）を使用する場合は、防火上の安全を確保するうえで、以下の点に注意して使用してください。なお、既存建築物に木材を張り足す場合は、構造耐力上支障がないか注意してください。

1. 外壁の木材使用について

外壁には、告示仕様、大臣認定共に木材を使用することができます（表 1.1）。ただし外壁への木材使用の条件に注意してください（表 1.2）。

表 1.1 外壁への木材使用について

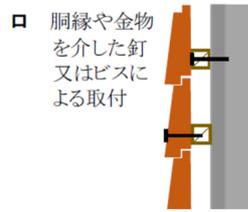
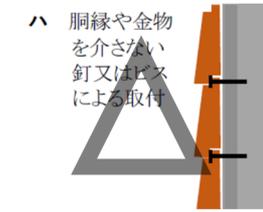
外壁への要求性能		外壁外部に木材を使用する方法
耐火構造 準耐火構造 防火構造 準防火構造	告示仕様 大臣認定	<p>①外部に木材を使用する告示仕様・大臣認定を選択</p> <p>防火構造等の告示仕様や、大臣認定の中に外部に木材を使用するものがあります。これらを選択することで、外部への木材使用が可能です。</p>
		<p>②外部に木材を使用しない告示仕様・大臣認定への木材付加</p> <p>外部に木材を使用しない告示仕様や大臣認定の外壁の外部に木材を付加することも可能です。</p> <p>それぞれの要求性能を満たす告示仕様や大臣認定の外壁に、表面材として木材などの可燃物を張る場合、取付方法に注意すれば性能を損ねないとされています。⁽¹⁾</p> <p>例：告示仕様・大臣認定に木材を付加する方法⁽²⁾</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>イ 接着による取付</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>ロ 胴縁や金物を介した釘又はビスによる取付</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>ハ 胴縁や金物を介さない釘又はビスによる取付</p>  </div> </div> <p>※ 木造の耐火構造外壁の場合は、イ又はロのみを防火上支障がない取付方法とします。</p>
要求なし		外部に木材を使用することができます。

表 1.2 外壁への木材使用の条件

外壁への要求性能	条件 1：消防事前協議及び木材使用 範囲の限定	条件 2：取付方法の遵守
耐火構造 準耐火構造 防火構造 準防火構造	告示仕様 大臣認定 適用	適用
要求なし	適用	—

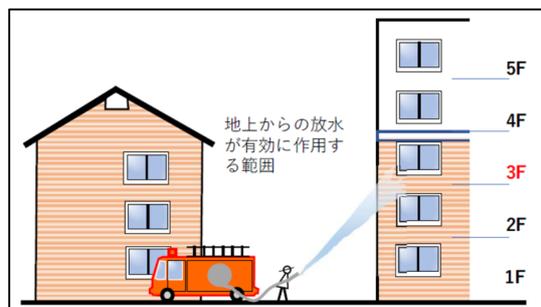
<条件解説>

条件 1：消防事前協議及び木材使用範囲の限定 ⁽²⁾

規模、地区を問わず、住宅、長屋を除くすべての建築物について、避難上及び消火活動上支障がないかについて計画段階で消防局予防課（建築基準法に関することは建築指導課）まで事前協議をしてください。

また、木材は一定時間燃焼する材料で周囲への加害性、上階への展炎性があることから、外壁に木材を使用できる範囲を原則、地上 3 階までとします。

ただし、木材使用範囲が延焼のおそれのある部分以外にあり、かつ上階と 50 cm 以上突出したひさし等で有効に遮られたもの等、周囲への加害性、上階への展炎性、消火活動に支障が無い場合はこの限りではありません。



条件 2：取付方法の遵守

外部に木材を使用する告示仕様・大臣認定を選択する場合は、これらの内容を遵守してください。

また、外部に木材を使用しない告示仕様・大臣認定外部へ木材を付加する場合は、「外壁に不燃材料等を張る場合の防火上の取扱いについて 解説」⁽²⁾ に沿った取付方法を遵守してください。

2. 開口部、軒裏への木材使用について

軒裏への木材使用については、告示で木材を使用するものがあるほか、告示仕様に木材を付加することも可能です（表.2.1）。

開口部に格子等を設置するなど、木材を使用する場合には、事前に建築指導課、消防局予防課と協議が必要となります。

表 2.1 軒裏への木材使用について

軒裏への要求性能※3		軒裏に木材を使用する仕様の例
耐火構造 準耐火構造 防火構造 準防火構造	告示仕様	①外部に木材を使用する告示仕様を選択 告示仕様の中に木材を軒裏に使用するものがあります。 ②外部に木材を使用しない告示仕様への木材付加 告示に例示された軒裏に、表面材として木材などの可燃物を張る場合はそれぞれの構造に必要な性能を損ねないと判断できるとされています。(2)
	大臣認定	※外部に木材を使用するものとして大臣認定を受けた仕様のみ可能です。
要求なし		軒裏外部に木材を使用することができます。

<出典・参考資料>

- (1)「建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）」ぎょうせい 令和3年6月.
- (2)「外壁に不燃材料等を張る場合の防火上の取扱いについて 解説」一般社団法人住宅生産団体連合会 令和4年6月

<相談窓口>

- 金沢市都市整備局都市計画課（木の文化都市推進計画・補助制度に関すること）
- 金沢市都市整備局建築指導課（建築基準法に関すること）
- 金沢市消防局予防課（木材外部使用の事前協議に関すること）

<本取扱いの運用について>

本取扱いは令和5年7月1日より運用を開始します。